

霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定について

霧島市職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成25年6月11日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市職員の給与の特例に関する条例

(給与の額の特例)

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号。以下「給与条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（給与条例第2条に規定する職員をいい、以下「一般職の職員」という。）の給料月額（霧島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年霧島市条例第17号）附則第7条の規定による給料を含む。以下同じ。）は、給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に、当該一般職の職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表（一）	2級以下	100分の4
	3級及び4級	100分の6
	5級	100分の7.77
	6級	100分の8.5
	7級	100分の9.5

2 特例期間における一般職の職員の給与のうち、管理職手当は、給与条例第16条の規定にかかわらず、当該一般職の職員の管理職手当の月額に、当該一般職の職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
-----	------	----

行政職給料表（一）	5級及び6級	100分の3
	7級	100分の7

- 3 特例期間における給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、第1項中「、当該額に」とあるのは、「、当該額から給与条例附則第9項第1号に定める額を減じた額に」とする。

（公益的法人等への霧島市職員の派遣等に関する条例の特例）

第2条 特例期間においては、公益的法人等への霧島市職員の派遣等に関する条例（平成17年霧島市条例第47号）第4条の規定の適用については、同条中「及び勤勉手当」とあるのは、「及び勤勉手当の額（これらの給与のうち、霧島市職員の給与の特例に関する条例（平成25年霧島市条例第 号）第1条第1項及び第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年霧島市条例第49号）第4条の規定の適用については、同条中「期末手当（以下「給与」という。）」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、霧島市職員の給与の特例に関する条例（平成25年霧島市条例第 号）第1条第1項及び第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。以下「給与」という。）」とする。

（端数計算）

第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（提案理由）

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災の復興に対処する必要に鑑み、人件費を削減してこれらの費用に充てるため、国家公務員においては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間、給与減額支給措置がとられている。

今回、地方公務員においても、これを踏まえて同様の減額措置を講ずることを国・県から要請されていることから、本市においても、平成25年7月1日から平成26年3月31日までを特例期間とした給与減額支給措置を実施するため、本条例を制定しようとするものである。